

「一部解約可能型定期預金（複利型）規定」および「一部解約可能型定期預金（単利型）規定」

の一部改正のお知らせ

平成 30 年 7 月 1 日より「一部解約可能型定期預金（複利型）規定」および「一部解約可能型定期預金（単利型）規定」を一部改正しますので、お知らせいたします。新旧対照表は以下のとおりです。

なお、新規定は、実施前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

一部解約可能型定期預金（複利型）規定

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(1) 自動継続型の場合 (省略)</p> <p>③中途解約停止期間経過後に、自動継続型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下この③および後記④において同じです。）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、自動継続型のこの預金とともに支払います。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>B. 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上2年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>C. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上3年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>D. 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上5年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>(2) 満期日自動解約型の場合 (省略)</p> <p>③中途解約停止期間経過後に、満期日自動解約型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日自動解約型のこの預金とともに支払います。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) 自動継続型の場合 (現行通り)</p> <p>③中途解約停止期間経過後に、自動継続型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下この③および後記④において同じです。）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、自動継続型のこの預金とともに支払います。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>B. 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上2年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 満期日自動解約型の場合 (現行通り)</p> <p>③中途解約停止期間経過後に、満期日自動解約型のこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日自動解約型のこの預金とともに支払います。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき</p>

新	旧
<p>約定利率×30%</p> <p>B. 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上2年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>C. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上3年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>D. 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上5年未満のとき 約定利率×30%</p>	<p>約定利率×30%</p> <p>(追加)</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合</p> <p>a. 預入日から解約日までの期間が3か月以上1年未満のとき 約定利率×10%</p> <p>b. 預入日から解約日までの期間が1年以上3年未満のとき 約定利率×30%</p> <p>(追加)</p>

一部解約可能型定期預金（単利型）規定

新	旧
<p>1. (満期時の取扱方法)</p> <p>(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>(2) この預金は、特約により満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、<u>満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金する方法（ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記4.の方法）により支払います。</u></p>	<p>1. (満期時の取扱方法)</p> <p>(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>(2) この預金は、特約により満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、<u>以下のいずれかの方法によりお支払いします。</u></p> <p>①<u>満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金する方法。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記4.の方法により支払います。</u></p> <p>②<u>お客さまと当行との間の予めの合意により、満期日に、他の定期預金に自動的に預け替える方法。</u></p>
<p>3. (利息)</p> <p>(1) ①この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって単利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>②この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1) ①この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって単利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>②この預金の満期日以後の利息は、<u>前記1. (2) ②の場合を除き、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p>
<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>この預金を前記1. (2)に定める方法により指定口座に入金して支払う場合以外の方法で解約または書替継続するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>この預金を前記1. (2) ①に定める方法により指定口座に入金して支払う場合または同②に定める方法に従う場合以外の方法で解約または書替継続するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。</p>

以上